

のとしん当座預金キャッシュカード規定

のと共栄信用金庫

第1条（カードの利用）

当座預金（以下「預金」といいます。）について発行したのとしんキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の各号の場合に利用することができます。ただし、入金専用カードは預金の預入れのみの取扱となります。

- ① 当金庫の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合
- ② 当金庫の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当金庫の自動振込機（振込が行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みません。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ 当金庫の預金機または支払機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合

第2条（預金機による預金の預入れ）

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫所定の枚数による金額の範囲内とします。

第3条（支払機による預金の払戻し）

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、当座小切手の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫所定の金額を単位とし、一回あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記 8.(1)に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

第4条（カードによる窓口での預入れおよび払戻し）

- (1) カードにより窓口で預入れをする場合は、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (2) カードによる窓口での払戻しはできません。窓口での払戻しについては当座小切手をご使用し払戻してください。

第5条（カードの発行）

当座預金カードは通常カード（入出金可能）または入金専用カードの2種類となりますので、お客様のご依頼に応じて発行いたします。

第6条（取引記録の交付）

当座預金カードによるお取引の記録は、毎月お渡しする当座勘定照合表に記載します。

第7条（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、当座小切手の提出は必要ありません。

第8条（自動機利用手数料等）

- (1) 預金機または振込機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫所定の預金機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、当座小切手なしでその預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、当座小切手なしでその払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

第9条（預金機・支払機・振込機故障等の取扱い）

当金庫の支払機等が停電、故障等の場合は取扱いを一時停止することがあります。

第10条（カードの紛失・届出事項の変更等）

- (1) カードまたは入金帳を失った場合には、直ちに代表者から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 氏名、法人名、代表者、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) カードまたは入金帳を失った場合の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードまたは入金帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

第11条（暗証番号の照合等）

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当金庫がカードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをしたうえば、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、

当金庫は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

第12条（預金機・支払機・振込機の誤入力等）

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

第13条（解約・カードの利用停止等）

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫当座預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引がある場合は、その処理が終わるまで解約を延期させていただく場合があります。

(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第14条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合

第14条（譲渡・質入等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第15条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当金庫当座預金規定および振込規定により取扱います。

以上

令和3年4月1日 現在

当座預金カードご利用に際してのお願いとご注意

1. カードは盗用、不正使用等の危険もあります。管理に十分ご注意ください。
2. 氏名、法人名、代表者等に変更があった場合は、直ちに当店に届出の上、カードおよび入金帳をご返却ください。カードを紛失した場合は、直ちに当店に届出ください。（届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。）
3. カードの利用は、当金庫の現金自動支払機もしくは現金自動預金機をご使用ください。なお、他行・他金庫の自動機でのご利用はできませんのでお含みおきください。